

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 古河電池株式会社 代表者名 代表取締役社長 徳山勝敏 (コード番号6937 東証第1部) 問合せ先 取締役執行役員 髙久 繁 (TEL. 045-336-5034)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第80期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第 26 条及び第 34 条を変更するものであります。なお、定款第 26 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款

(責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(責任限定契約)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

変 更 案

(責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(責任限定契約)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日 (予定) 平成 27 年 6 月 23 日 (予定)